

## 投資情報

### 資本取引に係る規制緩和

#### ～「資本項目外貨管理政策の更なる改善と調整に関する通知」 が 2014 年 2 月 10 日から施行～

2014 年 1 月 10 日付に公布された「資本項目外貨管理政策の更なる改善と調整に関する通知」(匯発[2014]2 号、以下“2 号通知”と省略)が 2014 年 2 月 10 日から施行されています。

2 号通知では、外貨管理手続きが多岐に亘って簡素化されており、下記 7 項目について規定されています。

1. ファイナンスリース会社の海外債権に対する外貨管理規定の明確化
2. 海外投資家による中国国内の不良資産の譲受に係る外貨管理の簡素化
3. 中国国内の企業の海外直接投資に係る前期費用管理の更なる緩和
4. 中国国内の企業による海外貸付管理の更なる規制緩和
5. 中国国内の企業による利益送金管理の簡素化
6. 個人資産(中国語:個人財産)の移転による外貨転・海外支払い管理の明確化
7. 証券会社の「証券業務外貨経営許可証」管理の改善

2 号通知では、中国国内の企業(現地法人を含む)が行う、配当の対外送金時の必要書類を削減し、また海外貸付企業の対象範囲を間接持分関連企業にまで拡大しています。更に、不良資産の海外譲渡登記の手続きの簡素化や外貨管理局の認可項目の削減なども含まれており、資本取引を中心に外貨管理規制の緩和が図られています。

但し、不良資産の海外譲渡や海外直接投資における前期費用等については、2 号通知により外貨管理規制は緩和されていますが、依然として関連主管部門の許認可を前提としている点などに、注意が必要です。

以下のうち日系企業にとり重要な項目について、詳細を説明します。

#### ■ 中国国内機構による利益送金管理の簡素化

2 号通知では、配当利益の海外送金について手続きの簡素化が図られています。配当利益の送金は経常取引であり、現行規定では「サービス貿易外貨管理法規の通知」(匯発[2013]30 号)及び同附則(以下“匯発[2013]30 号及び附則”と表記)等により規定されています。これまでも当該送金時には外貨管理当局の認可を不要としていましたが、その性質上、他のサービス貿易送金に比べれば、5 万ドル相当超の送金の際には多く

の必要書類の提示が求められていました。

2号通知の施行後も、引続き、董事会の利益処分決議（パートナーシップ企業の場合には、パートナー利益分配決議）と国税当局押印済の届出書（備案表）の提示が求められます。しかし、同決議以外の提示が不要とされるなど、海外送金時の必要書類が簡素化されています（表1を参照のこと）。

【表1:配当利益の海外送金における要提示書類】

	匯発[2013]30号及び附則	2号通知
5万ドル相当以下	提示不要 <sup>1</sup> (原則、取引書類の審査を行わない為)	同左
5万ドル相当超	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該送金に関連する董事会の利益処分決議</li> <li>● 国税当局押印済の届出書(備案表)<sup>2</sup></li> <li>● 会計事務所による該当年度の監査報告書</li> <li>● 直近一期の出資検証報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該送金に関連する董事会の利益処分決議</li> <li>● 国税当局押印済の届出書(備案表)</li> </ul>

また、これまで企業の当年度の利益処分可能額は原則として直近1期の監査報告書における外国側持分に所属する“未払配当金及び未処分利益の合計金額を超えてはならない”とされていましたが、当該規定が取消されました。尚、2号通知では配当可能金額の上限について具体的な規定は定められていません。一方において、「会社法」では未処分利益はまず欠損に補填し、更に法定準備金の積立後に配当が認められる旨が定められており、当該条項等にも留意が必要です。

#### ■ 中国国内の企業による海外貸付管理の更なる規制緩和

「直接投資外貨管理政策の更なる改善および調整に関する通知」(匯発[2012]59号)<sup>3</sup>により、海外貸付に係る規制が緩和されましたが、海外の親会社(中国語: 境外母公司)に対してのみ認められていた海外貸付企業の対象範囲が2号通知により間接持分関係にある会社、すなわち兄弟会社等にまで拡大されるなど、一段の規制緩和が進められています(表2を参照のこと)。

更に貸付可能限度額についても、匯発[2012]59号では配当可能利益のうち所有者持分権益に相当する金額までの貸出が可能とされていましたが、2号通知では“所有者持分権益の30%以内”と定められましたので、当該比率内であれば利益を計上していなくても貸出が可能となりました。

<sup>1</sup> 但し、匯発[2013]30号及び附則に基づき、相応の取引エビデンスを検査に備えて5年間保存する必要あり。

<sup>2</sup> 国家税務総局、国家外貨管理局2013年40号公告により要求されている。

<sup>3</sup> 2012年11月19日公布、同年12月17日施行。59号通知の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.121号(2012年12月)」を参照のこと。

【表 2: 海外貸付における、匯発[2012]59 号と 2 号通知の比較】

	匯発[2012]59 号	2 号通知
海外貸付 対象企業	● 海外の親会社	● 持分関連関係を有する海外企業 (間接持分を有する関連企業を含む)
海外貸付 限度額	● 外国投資者への配当決議済未送金利益 および出資比率に基づき享受する未配当 利益の合計額を超えてはならない	● 中国国内の企業の累計海外貸付限度額は その所有者持分権益の30%を超えてはなら ない

また、従来適用されていた海外貸付限度額の 2 年間の有効使用期限も取消されています。更に中国国内の企業は実際の業務の必要に基づき、所在地の外貨管理局に当該限度額の有効使用期限を申請することも可能となりました。

但し、外商投資企業の経営範囲に貸付業務が含まれていない場合、当該貸付が経営範囲からの逸脱行為と看做されないのか、中国国内での借入金を原資とした海外貸付が実務的にも認可を受けられるのか等の不明点が残されており、実務的対応ではその可否を当局に照会する必要があると考えられます。

#### ■ 海外投資家による中国国内の不良資産の譲受に係る外貨管理の簡素化

2 号通知では、中国国内の企業が海外投資家へ不良資産を譲渡するに際しての登記手続についても簡素化され、これまで必要とされていた不良資産の譲渡時や不良資産の譲渡対価の受領時において外貨管理局では登記のみで認可が不要となっています<sup>4</sup>。これにより、中国国内の企業が海外投資家への不良資産を譲渡する際には、関連主管部門より認可を取得後の 30 日以内に、海外投資家かまたはその中国国内の代理人は、主要資産所在地の外貨管理局かまたは当該代理人所在地の外貨管理局で海外譲渡登記を行うとの取扱いへと簡素化されています。

また、不良資産の譲渡対価の受領兌換時には、これまで外貨管理局の認可が必要でしたが、銀行経由での審査のみに変更されています。

一方において、現行の「外債登記管理弁法」及び同「操作指引」も未だに失効していません。規定上では上記の通り、2 号通知により債権譲渡時の外貨管理局の認可が不要と考えられるものの、実務上では、従来と同様に外貨管理局からの認可が要求される可能性も考えられますので、留意が必要です<sup>5</sup>。また、不良資産譲渡には関連主管部門の認可取得が前提とされている点にも、注意が必要です。

<sup>4</sup> 当該項目には、中国の金融資産管理会社に対する手続きの簡素化も含まれているが、中国国内の企業(外商投資企業を含む)には関連しないため、本稿から説明を割愛している。

<sup>5</sup> 「契約法」第 80 条では“債権者が債権譲渡をする場合、債務者に通知しなければならない。通知を経っていない場合、当該譲渡は債務者に対して効力を有さない”との規定がある為、当該譲渡が効力を有するためには債権者が債務者に譲渡通知を行う必要があると考えられる。

### ■ 中国国内の企業の海外直接投資に係る前期費用管理の更なる緩和

“前期費用”とは、中国国内の企業が海外現地法人の設立準備段階等において投資先国で支出する各種の準備段階費用等を指します。当該企業の海外直接投資に係る現行規定としては、「国内機構海外直接投資外貨管理規定」(以下、“匯発[2009]30 号”と表記)等が挙げられ、その中で前期費用の取扱いについても規定しています<sup>6</sup>。

匯発[2009]30 号では、前期費用を海外送金する際に外貨管理局に対する申請が求められていました。しかし、2 号通知では申請に代わり登記手続きを要求し、当該取扱いを簡素化しています。更に、海外直接投資主管部門からの認可が完了しないケースでの取扱いにも柔軟性を持たせるなど、中国企業の海外直接投資をこれまでより容易にしています(表 3)。

【表 3:海外直接投資に係る前期費用の取扱いにおける主要な変更点】

	匯発[2009]30 号	2 号通知
前期費用の 海外送金に係る 管理	海外直接投資主管部門に申請した直接投資金額総額に対し、 ● 15%以内の場合： 所在地の外貨管理局に申請する ● 15%超の場合： 所在地の国家外貨管理局分局(外貨管理部を含む)に申請する	● 海外直接投資における前期費用の海外送金累計支出額が 300 万米ドル相当を超えず、且つ中国側投資総額の 15%を超えない場合、所在地の外貨管理局に以下の書類を提出し、登記手続きを実施する ✓ 営業許可証、組織機構コード証 ● 前期費用の海外送金累計支出額が 300 万米ドル相当を超える、或いは中国側投資総額の 15%を超える場合、所在地の外貨管理局に以下の書類を提出し、登記手続きを実施する ✓ 営業許可証、組織機構コード証 ✓ 海外直接投資主管部門に報告した書面申請書類 ✓ 入札参加、或いは合併・買収等の各種の関連真実性の証憑資料等
海外直接投資 主管部門の認可 或いは届出を 取得していない 場合の取扱い	中国企業が前期費用を送金してから 6 ヶ月以内に海外直接投資項目の認可手続きを完了しない場合は、海外の残余資金を海外送金時の元の中国国内の外貨口座に引き戻さなければならない	中国企業が前期費用を送金してから 6 ヶ月以内に海外直接投資主管部門の認可或いは届出を取得していない場合、所在地の外貨管理局に前期費用の使用状況を説明し、併せて残余資金を引き戻す 確かに客観的な原因がある場合には、所在地の外貨管理局に延期の申請が可能だが、最長で 12 ヶ月を超えない

<sup>6</sup> 中国への直接投資の際の前期費用口座に関する規定は、匯発[2012]59 号等を参照のこと。

## ■ ファイナンスリース会社の海外債権に対する外貨管理規定の明確化

ファイナンスリース会社(銀行業監督管理委員会の認可により設立した金融リース会社、商務部主管部門の認可により設立した外商投資リース会社、及び商務部と国家税務総局が共同で承認(中国語:確認)した内資ファイナンスリース会社等を指す)に対して、クロスボーダー・ファイナンスリース債権の発生後 15 営業日以内に所在地の外貨管理局で外債登記を行うことが求められています。また、2号通知では当該登記時の要求書類も明記されており、規定の明確化が図られています。

更に、2号通知では以下の項目も認められており、クロスボーダー・ファイナンスリースが容易になると考えられます。

- ファイナンスリース会社がクロスボーダー・ファイナンスリース業務を展開する際には、現行の中国国内の企業に対する海外貸付限度額の制限を受けない
- ファイナンスリース会社は、直接、所在地の銀行で海外貸付専用口座を開設し、海外ファイナンスリースのリース料収入の留保に使用できる

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited